

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第2条第1項に規定する秋田市が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関（以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。）が行う住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（以下「住宅型式性能認定」という。）を受けた型式に適合する住宅又は登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書（以下「住宅型式性能認定書」という。）の写し

(2) 住宅である住宅品質確保法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等（以下「認証型式住宅部分等」という。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書（以下「型式住宅部分等製造者認証書」という。）の写し

(3) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）が行う住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料もしくは構造方法又は特別の試験方法もしくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。）の結果の証明書その他の長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書

(4) 住宅が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）又は景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）に適合することを確認できる書類の写しおよび住宅が次条第3号アからオまでに掲げる区域外又は地区外に位置するか否かを確認できる書類

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第18条第1項に規定する秋田市が必要と認める図書又は書面は、次のとおりとする。

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の(い)項および(ろ)項に掲げる図書のほか、市長が必要と認める図書又は書面とする。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第3項に規定にする秋田市が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 住宅型式性能認定書の写しを添付する場合にあつては、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）の申請で明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付する場合にあつては、認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において住宅性能評価の申請で明示することを要しない事項として指定されたもの